

平成23年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	求職者支援制度に必要な経費		担当部局庁	職業安定局派遣・有期労働対策部 職業能力開発局		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度		担当課室	職業安定局派遣・有期労働対策部企画課 職業能力開発局能力開発課		職業安定局派遣・有期労働対策部企画課長 職業能力開発局能力開発課長			
会計区分	一般会計(労働保険特別会計雇用勘定へ繰入) 労働保険特別会計雇用勘定		施策名	I-2-1 第二のセーフティネット(求職者支援制度の創設等)を整備する					
根拠法令(具体的な条項も記載)	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第5条、第7条等		関係する計画、通知等	-					
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	特定求職者(雇用保険の失業等給付を受給できない求職者であって、職業訓練その他の就職支援を行う必要があると認める者)に対し、無料の職業訓練の実施、職業訓練を受けることを容易にするための給付金の支給、その他の就職に関する支援措置を講ずることにより、特定求職者の就職を促進し、もって、その職業及び生活の安定に資することを目的とする。								
事業概要(5行程度以内。別添可)	・雇用保険の失業等給付を受給できない求職者に対し、必要な職業能力を高めるための認定職業訓練等を受講する場合に一定の要件を満たせば、訓練受講を容易にするための給付として月額10万円を支給する。また、世帯の状況、生計費の地域差等により不足する場合があることから、円滑な訓練受講に資するために、単身者については、月額5万円、同居の配偶者又は父母等を有する者については、月額10万円の融資も行う。 ・認定職業訓練を行う実施機関に対し、訓練コースに応じ訓練奨励金の支給を行う。(基礎コース月額6万円/人、実践コース月額5万円/人)また、実践コースについては就職実績に応じ、1人当たり月額1~2万円を付加して支給を行う。								
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他								
予算額・執行額(単位:百万円)			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求		
	予算の状況	当初予算	—	—	—	66,453	166,528		
		補正予算	—	—	—	12,001			
		繰越し等	—	—	—	0			
		計	—	—	—	78,454	166,528		
	執行額		—	—	—				
	執行率(%)		—	—	—				
成果目標及び成果実績(アウトカム)	成果指標	単位	23年度目標値		単位	20年度	21年度	22年度	目標値(23年度)
	基礎コースの訓練修了者の訓練修了後3ヶ月時点の就職率	%	60.0	成果実績	%	—	—	—	60.0
				達成度	%	—	—	—	
	実践コースの訓練修了者の訓練修了後3ヶ月時点の就職率	%	70.0	成果実績	%	—	—	—	70.0
				達成度	%	—	—	—	
	活動指標				単位	20年度	21年度	22年度	23年度活動見込
訓練受講者数		活動実績当初見込み	人	—	—	—	—		
職業訓練受講給付金初回受給者数				—	—	—	—		
				—	—	—	—		
				—	—	—	120,000		
単位当たりコスト	218,140円/訓練受講者1人		算出根拠	32,721百万円/訓練受講者数150,000人					
	381,100円/初回受給者1人			45,732百万円/初回受給者数120,000人					
平成23・24年度予算内訳	費目	23年度当初予算	24年度要求	主な増減理由					
	認定職業訓練実施奨励給付金	25,027	59,940	平成24年度より平年度(事業対象期間1年)の事業となることによる増(制度が施行される平成23年度においては、事業対象期間は平成23年10月から平成24年3月までの6ヶ月分の予算を措置していたところ)					
	求職者訓練受講支援給付金	37,584	94,256						
	求職者訓練受講支援補助金	210	1,446						
	事務費	936	5,715						
	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構認定特定求職者職業訓練勘定運営費交付金	2,696	5,171						
計	66,453	166,528							

事業所管部局による点検			
	評価	項目	特記事項
目的 状況・予算 の	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。	
	－	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の 流れ、 費目・ 使途	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	
	－	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	－	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動 実績、 成果 実績	－	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	平成23年10月施行の制度であるため、現時点では活動実績及び成果実績がなく、評価をすることは困難である。
	－	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	－	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	－	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
	－	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点 検 結 果		平成23年10月施行の制度であるため現時点での評価は困難であるが、施行後は効率的な予算執行に努めるとともに、実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。	
予算監視・効率化チームの所見			
	－	本事業は、雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練を実施するとともに、職業訓練を受けることを容易にするための給付金を支給すること等を通じ、その就職を支援するため、事業目的の妥当性や重要性の観点から優先度が高い事業である。	
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
平成23年度の執行状況を踏まえ、効率的、効果的な運営に努めながら事業を実施する。			
補記 (過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			

※平成23年度に開始する制度のスキームを表したもの

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているかについて補足
する) (単位: 百万円)

